

危険化学品生産企業の移転加速

国務院は「危険な化学品生産企業の移転による都市人口密集地域の改良促進についての指導意見」を公布した。

本指導意見は、各行政機関に対して化学品生産企業の移転や産業転換（レベルアップ）を促進させるために基本原則や全体目標を設定し行政機関の政策（指導）を通じて企業の主体性を発揮させ化学品の安全生産及び社会の安全安定を確保することを目的としている。

基本原則

危険化学品生産企業の移転改良を通じ人民の生命財産の安全及び社会の発展を堅持すること。

全体目標

都市人口密集地域にある安全と衛生防護距離を満たさない危険な化学品生産企業を改善し基準を満たすこと。規範化された化学工業園区に移転又は閉鎖、退去すること。その内、中小企業と重大なリスクが潜在する大型企業は2018年度から2020年度末までに、その他の大型企業と特大型企業は2020年から2025年末までに移転改良を完成させる。

政策措置

投資補助の活用

危険化学品生産企業の移転改良専門基金の設立を奨励し、移転改良した企業の新工場建設資金の建設補助金に利用することができる。

土地政策の支持の拡大

新しく設立した化学工業園区は、移転改良する企業の土地要求に優先して保障する。

資金調達ルート of 拡大

金融機関が危険化学品生産企業の移転改良プロジェクトを特徴に基づき金融サービスを提供することを奨励する。

課税の猶予

企業の移転改良期間に発生した移転収入及び移転支出はしばらく当期の課税所得に算入しない。具体的には企業政策性移転所得税管理弁法(国税発[2012]第40号)による。

【企業政策性移転所得税管理弁法】

課税所得

移転完了年度に移転収入及び移転支出を一括清算することができる。

移転収入から移転支出を控除した残額は、移転所得として移転完了年度の課税所得に加算する。

移転収入から移転支出を控除した金額がマイナス(移転損失)となった場合は、移転完了年度に一括又は3年間で均等に損金算入する。

移転収入(移転性補償収入と移転資産の処分による収入等)

移転性補償収入とは、次の収入が含まれる。

- ① 収用された資産価値に対する補償(正常な棚卸資産の販売を除く)
- ② 移転、配置換えにより与えられる補償
- ③ 生産停止、休業による損失補償
- ④ 資産移転の過程による毀損で取得した保険金
- ⑤ その他補償収入

移転支出(移転費用支出と資産処分支出)

移転費用支出は従業員の配置換えにより実際に発生する費用、生産停止期間において従業員に支給する給与及び福利費、移転資産の一時保管費用、各種資産の移転据付費用など移転に関連する費用をいう。

資産処分支出は移転のために各種資産の処分により発生する支出をいい、売却及び処分する各種資産の税務上の帳簿価額及び処分過程において発生する税金費用等が含まれる。

環境や安全対策を強化する中国において、生産型企業の立ち退き問題は増加傾向にあります。補償交渉をしながらの生産拠点の移転は労力を要するので、生産能力の分散など事業の持続可能性を再考する機会ではないでしょうか？